



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 7 月 13 日 (木 曜 日) 第 423 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

| | |
|---|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○宮営企業の業務の状況の公表…………… (財政課) 1 | |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1 | |
| ○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …………… (自然環境課) 2 | |
| ○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …………… (“) 2 | |
| ○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 (“) 3 | |
| ○保安林の指定予定の通知…………… (“) 3 | |
| ○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 3 | |
| ○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 4 | |
| ○道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 4 | |
| ○宅地建物取引士に対する聴聞…………… (建築住宅課) 5 | |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5 | |
| 人事委員会公告 | |
| ○令和5年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 及び宮崎県臨床検査技師採用試験の実施…………… 5 | |
| 公安委員会公告 | |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6 | |
| 警察本部公告 | |
| ○令和5年度警察官B (男性) 採用共同試験、警察官B (女性) 採用試験及び警察官B (情報工学) 採用試験の実施…………… 7 | |

告 示

宮崎県告示第 522号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和4年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 523号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 医師の氏名 | 従事する医療機関 | | 診療科目 | 指定年月日 |
|--------|-----------------|-----|--------------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 伊藤 康 司 | 医療法人誠和会 和田病院 | 日向市 | 内科 | 令和5年7月1日 |
| 樺山 寛 光 | 医療法人久康会 平田東九州病院 | 延岡市 | 内科、整形外科、リハビリテーション科 | 令和5年7月1日 |
| 竹之内 剛 | 医療法人東 | 小林市 | 整形外科 | 令和5年7 |

| | | | | |
|---------|----------------------|-----|--------------------|----------|
| | 陽会整形外科前原病院 | | | 月1日 |
| 隅 清 克 | 医療法人清陵会 隅病院 | 都城市 | 内科 | 令和5年7月1日 |
| 永 田 芽 美 | 医療法人清陵会 隅病院 | 都城市 | 内科 | 令和5年7月1日 |
| 矢 野 成 昭 | 都城在宅医療クリニック | 都城市 | 内科、神経内科 | 令和5年7月1日 |
| 穴 井 茂 雄 | 県立延岡病院 | 延岡市 | 脳神経外科 | 令和5年7月1日 |
| 村 田 哲 平 | 県立延岡病院 | 延岡市 | 循環器内科 | 令和5年7月1日 |
| 丸 田 恭 子 | 日南市立中部病院 | 日南市 | 内科、神経内科、リハビリテーション科 | 令和5年7月1日 |
| 藏 元 一 崇 | 独立行政法人国立病院機構都城医療センター | 都城市 | 外科 | 令和5年7月1日 |

| | | | | |
|--------|---------------|------|-------|----------|
| 篠原 宏 樹 | 藤元総合病院 | 都城市 | 消化器内科 | 令和5年7月1日 |
| 中村 聡 | 藤元総合病院 | 都城市 | 外科 | 令和5年7月1日 |
| 内田 裕之 | 藤元総合病院 | 都城市 | 脳神経外科 | 令和5年7月1日 |
| 神谷 俊 樹 | 藤元総合病院 | 都城市 | 整形外科 | 令和5年7月1日 |
| 上野 滋 登 | 藤元総合病院 | 都城市 | 脳神経外科 | 令和5年7月1日 |
| 川崎 由 香 | アイレHDクリニック 串間 | 串間市 | 腎臓内科 | 令和5年7月1日 |
| 酒井 理 歌 | 県立日南病院 | 日南市 | 内科 | 令和5年7月1日 |
| 筒井 順一郎 | 高千穂町国民健康保険病院 | 高千穂町 | 眼科 | 令和5年7月1日 |

宮崎県告示第 524号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐

採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 525号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれ

があるため。

宮崎県告示第 526号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに高鍋町、新富町、川南町及び門川町の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町の長を経由して、当該市町の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。

(4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 527号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字田出原 786-16、786-30
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|------|-------|------|---|------|-------------|----------|
| | 国道 | 446号 | 日向市東郷町坪谷字鎌柄2038番1地先から同市同町坪谷同字2037番1地先まで | 旧 | 26.8～49.6 | 41.6 |
| | | | | 新 | 51.4～64.3 | 41.6 |

宮崎県告示第 529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|----------|--|----------|----------------------|---------------|
| 40 | 県道 | 都農綾 線 | 東諸県郡国 富町大字八 代南俣字押 田3099番1 地先から同 郡同町同大 字字林ノ王 2611番地先 まで | 旧 | 5.1～ 26.6 | 1,031 .6 |
| | | | | 新 | 13.0～ 67.6 | 1,020 .0 |

宮崎県告示第 530号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 7 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|-----------------|--|----------|----------------------|---------------|
| 234 | 県道 | 中渡川 下三ヶ 線 | 日向市東郷 町下三ヶ字 中村2149番 11地先から 同市同町下 三ヶ同字21 49番4地先 まで | 旧 | 10.1～ 12.3 | 30.4 |
| | | | | 新 | 9.0～ 12.7 | 30.4 |

宮崎県告示第 531号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 7 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|----------|---|-----------------|
| 40 | 県道 | 都農綾 線 | 児湯郡木城 町大字高城 字岸立4186 番2地先か ら同郡同町 同大字同字 4184番1地 | 令和 5 年 7 月 13 日 |

| | | | |
|--|--|--|-----|
| | | | 先まで |
|--|--|--|-----|

宮崎県告示第 532号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 7 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|----------|--|-----------------|
| 40 | 県道 | 都農綾 線 | 東諸県郡国 富町大字八 代南俣字押 田3099番1 地先から同 郡同町同大 字字林ノ王 2611番地先 まで | 令和 5 年 7 月 13 日 |

宮崎県告示第 533号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 7 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-----------------|--|-----------------|
| 234 | 県道 | 中渡川 下三ヶ 線 | 日向市東郷 町下三ヶ字 中村2149番 11地先から 同市同町下 三ヶ同字21 49番4地先 まで | 令和 5 年 7 月 13 日 |

宮崎県告示第 534号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 5 年 7 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|------|---|
| 国道 | 446号 | 日向市東郷町坪谷字鎌柄2038番1地先から同市同町坪谷同字2037番1地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年7月28日

宮崎県告示第 535号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第68条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 日時 令和5年8月9日 午後1時30分

2 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階県土整備部会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 菅原 茂美

(2) 住所 宮崎県宮崎市堀川町74番地 らびばれす堀川 103号

(3) 登録番号 宮崎県知事第 949号

(4) 登録年月日 昭和49年3月25日

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成6年宮崎県規則第41号）第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年7月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ日向店

日向市財光寺1702番1 外7筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,453㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

敷地西側 90台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 13台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 48㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側 32.23㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地西側及び南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和5年6月29日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年7月13日から令和5年11月13日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年7月13日から令和5年11月13日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

人事委員会公告

令和5年度宮崎県職員採用試験（高等学校卒業程度）及び令和5年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施について、職員の任用に関

する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年7月13日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年7月13日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種 類 | 警備業務の区分 | 実 施 日 | 定員 |
|--------|---------|----------------------------|-----|
| 追加取得講習 | 1号警備業務 | 令和5年10月10日（火）から10月13日（金）まで | 20人 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提出日時 |
|---------|--|
| 1号警備業務 | 令和5年8月28日（月）から9月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種 類 | 警備業務の区分 | 手数料 |
|--------|---------|---------|
| 追加取得講習 | 1号警備業務 | 23,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

警察本部公告

宮崎県警察本部公告第2号

令和5年度警察官B(男性)採用共同試験、警察官B(女性)採用試験及び警察官B(情報工学)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年7月13日

宮崎県警察本部長 山 本 将 之

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|